

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島本町は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

島本町長

公表日

令和7年2月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。))が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 島本町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者又は第三者からの請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号カードの変更 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号カード通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任を行う。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 番号法の別表第二に基づいて、島本町は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する
③システムの名称	1 住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3 団体内統合宛名システム 4 自治体中間サーバー 5 コンビニ交付システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル
- (2)本人確認情報ファイル
- (3)送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び命令第2条の表 (命令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (命令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総合政策部 住民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部政策企画課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総合政策部住民課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-7464
9. 規則第9条第2項の適用 [○]適用した	

適用した理由	事前評価を実施した。
--------	------------

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人による作業の面から講じている。	

9. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取扱う基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードにより管理しており、人事異動や定年退職等により特定個人情報を扱わないことになった場合には、基幹系システム管理者がアクセスができないようにしている。また、不正操作がないかアクセスログを記録し必要な場合には分析を行うことになっているので、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	大柴 一浩	矢野 祥代	事後	所属長の変更
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	矢野 祥代	課長	事後	新様式への変更
令和1年5月20日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和1年6月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	平成27年2月27日時点	令和1年5月22日時点	事後	
令和1年6月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	平成27年2月27日時点	令和1年5月22日時点	事後	
令和2年11月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、119、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	
令和2年11月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和1年5月22日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和1年5月22日時点	令和2年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	IVリスク対策3. 特定個人情報 情報の使用 権限のない者(元職員、ア クセス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリス クへの対策は十分か	[特に力を入れている]	[十分である]	事後	
令和2年11月27日	IV リスク対策 4. 特定個人 情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	
令和2年11月27日	IV リスク対策 4. 特定個人 情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	[十分である]	事後	
令和4年2月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネッ トワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情 報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、2 1、23、27、30、31、34、35、37、38、39、 40、42、48、53、54、57、58、59、61、6 2、66、67、70、74、77、80、84、85の2、 89、91、92、94、96、97、101、102、10 3、105、106、107、108、111、112、11 3、114、116、117、119、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提 供ネットワークシステムによる情報照会が行わ ない)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情 報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、2 1、23、27、30、31、34、35、37、38、39、 40、42、48、53、54、57、58、59、61、6 2、66、67、70、74、77、80、84、85の2、 89、91、92、94、96、97、101、102、10 3、105、106、107、108、111、112、11 3、114、116、117、119、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提 供ネットワークシステムによる情報照会が行わ ない)	事後	
令和4年2月10日	IIしきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の集計か	令和2年10月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和2年10月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていない。市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていない。以下略	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていない。以下略	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、119、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求先	総合政策部コミュニティ推進課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372	総合政策部政策企画課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-0372	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号カード通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任を行う。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号カード通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任を行う。	事後	
令和6年9月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	番号法の別表第二に基づいて、島本町は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	番号法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令（以下「命令」という。）に基づいて、島本町は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
令和6年9月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 （1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び命令第2条の表 （命令第2条の表における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 （1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、11	事後	
令和6年9月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の集計か	令和3年12月1日時点	令和6年9月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月5日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の集計か	令和3年12月1日時点	令和6年9月1日時点	事後	
令和7年1月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者又は第三者からの請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号カードの変更	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者又は第三者からの請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号カードの変更	事後	
令和7年1月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3 統合利用番号連携サーバ 4 中間サーバ	1 住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3 団体内統合宛名システム 4 自治体中間サーバ 5 コンビニ交付システム	事後	
令和7年1月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 住民課	総合政策部 住民課	事後	
令和7年1月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	健康福祉部住民課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-7464	総合政策部住民課 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TEL:075-962-7464	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	[]	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	事後	
令和7年1月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	[]	[十分である]	事後	
令和7年1月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		特定個人情報を取扱う基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードにより管理しており、人事異動や定年退職等により特定個人情報を扱わないことになった場合には、基幹系システム管理者がアクセスができないようにしている。また、不正操作がないかアクセスログを記録し必要な場合には分析を行うことになっているので、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	